

令和元年度 第一回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日時 : 令和元年7月25日(木) 午後3時00分～午後4時15分
場所 : 大山崎町役場3階 中会議室
出席者 : 委員＝宇野委員、権藤委員、荻野委員
事務局＝本部政策総務課長、宮田管財係リーダー、浅野管財係員
発注担当課＝藤波建設課長
武田学校教育課長
平井地域整備係リーダー
今井都市計画係リーダー
西川上水道係リーダー
傍聴者 : 1名

《会議の概要》

1. 開会

2. 入札及び契約手続き等の運用状況の報告について

(1) 単価表に基づく積算の方法などの説明

- ・国の基準に基づいて工事費の積算をし、町HPにて公表している「大山崎町建設工事等競争入札に係る予定価格及び最低制限価格の別に定める算定方法の運用基準」の規定に基づいて最低制限価格等を設定している。
- ・算出方法は大山崎町独自ではなく、国で定めているものである。

(2) 平成30年11月1日から平成31年4月30日までに契約した工事案件について報告

- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は14件。
- ・随意契約(予定価格が130万円を超えるもの)により契約した案件は5件。

(3) 指名停止措置状況の報告

- ・指名停止の状況(1件)について説明。

(4) 再苦情処理状況の報告

- ・該当案件なし

3. 抽出事案の審議について

(1) 審議案件

- ①大山崎小学校管理棟トイレ改修工事
- ②円明寺が丘団地西側溝改修その3工事
- ③小倉口公園整備工事
- ④早稲田配水池向け送水ポンプ設置及び電気計装設備変更工事
- ⑤φ75mm消火栓不良修繕工事
- ⑥山寺会館解体工事

(2) 審議経過について

【主な質疑応答】

① 大山崎小学校管理棟トイレ改修工事（発注担当課：学校教育課）

（委員）工期はいつから公表しているのか。

（事務局）入札の手続きとして、まず入札の条件と予定価格、実施要領を町HPで公表し、希望業者が参加申込をしてから具体的な内容を後日配布する設計図書等で工期等を確認することになる。

（委員）入札業者はいつから公表しているのか。

（事務局）立会人を公表する際にしている。それまでは公表していない。

② 円明寺が丘団地西側溝改修その3工事（発注担当課：建設課）

（委員）入札結果で失格となっている業者について、基準はあるのか。

（事務局）入札要領にその旨を記載している。具体例として、入札額と内訳書の差異、押印漏れ等は無効・失格としている。

（委員）失格の場合、金額は公表しているのか。

(事務局) 公表はせず失格とだけ明記している。

(委員) 最低制限価格は町で自由に設定しているのか。

(事務局) 「大山崎町建設工事等競争入札に係る予定価格及び最低制限価格の別に定める算定方法の運用基準」の規定に基づいて設定している。

③ 小倉口公園整備工事（発注担当課：建設課）

(委員) 随意契約理由の中で、河川工事の受注者と同一業者で施工する方が工期の短縮が図れるとのことであるが、予定価格を算定する際に工期は考慮されているのか。それとも工期は全く関係なく予定価格は予定価格で算定し、金額が低く抑えられるから随意契約を結んでいるのか。

(担当課) 河川工事と整備工事を競争入札で別々に実施すると、よりコストと工期がかかる。河川工事の受注者と同一業者で施工した方がコストを抑えられるだけでなく、工期の短縮を図ることができることから随意契約を結んだ。

(委員) 河川整備は何が主だったのか。

(担当課) 護岸整備が主である。

④ 早稲田配水池向け送水ポンプ設置及び電気計装設備変更工事（発注担当課：上下水道課）

(委員) 京都市内の業者で電気工事を行うことができる業者は少ないのか。

(事務局) 大山崎町で入札参加登録をしている業者の中では55者が該当しているが実績を求めた上で参加されたのが2者であった。

⑤ φ75mm消火栓不良修繕工事（発注担当課：上下水道課）

(委員) 水道工事の修理当番から当番業者に依頼をしたとのことだが、時期がずれることで、依頼業者が変わるのか。

(担当課) そのとおりである。

(委員) 緊急修繕の必要があるとのことだが、本当にその必要があったのか。

(担当課) 消火活動に必要なもので、仮に3者見積もりをしている間に火災等が起こ

った際は対応できないため、少しでも工期を短くするために対応したものである。

(委員) 当番業者は何者か。

(担当課) 6者である。

⑥山寺会館解体工事（発注担当課：政策総務課）

特になし

4. その他

- ・大山崎町議会における「大山崎町入札監視委員会運営要綱の改正を求める決議」について報告。
- ・任期満了と次回委員会までに、本町入札監視委員会条例第2条第3号（再苦情）又は第4号（町長が必要と認める事項）に該当する事案が発生した場合は、臨時会を開催させていただくことを確認。

閉 会